



「家族サポート証券口座」



家族の安心、ずっと支える
～認知症とお金の“もしも”に備える仕組み～



丸八証券株式会社



「家族サポート証券口座」※制度とは

「家族サポート証券口座」は、あらかじめ信頼できるご家族を代理人に指定し、お客様（ご本人）の認知判断能力低下・喪失後や認知判断能力の低下前に代理取引を開始することで、その代理人による資産の適切な管理・保全・運用・処分等を通じて、お客様（本人）の生活・看護・療養・納税等に必要な資金を確保及び給付するなどして、お客様（本人）の生活の安定を図るとともに、円滑な資産の承継を目的とするものです。※「家族サポート証券口座」は日本証券業協会の登録商標です（登録商標第6920425号）。



65歳以上の人口がおよそ30%にもなる超高齢社会の日本では、認知症による銀行口座の凍結が大きな社会問題となっています。認知症の症状が進行すると判断能力が低下したと見なされ、本人はもちろん、ご家族であっても預金の引き出しができなくなり、結果的に預金口座は凍結状態となり、必要な生活費や介護費が出金できずに家族が困ってしまうケースはとても多いのです。



しかし、この問題は何も預金だけではありません。「証券口座」の凍結も同じように重大な問題です。判断能力が失われると、銀行口座と同様、証券口座も凍結され、株式や投資信託の購入はもちろんのこと、売却することもできなくなります。

元気なうちは自分で取引したいが・・・

インフレ対策を考え、介護費用も個別株で運用しながら備えているが、「いざという時に株式を売れるのか」と、夫婦で不安になる



親のために動きたいのに、何もできない・・・

親が認知症を発症し、投資信託の解約や株の売却、出金などの手続きができない、口座にお金はあるのに、資産の手続きひとつ進められない現実に直面し、非常にもどかしさを感じる



認知症対策はお金がかかる・・・

成年後見人制度は手続きが複雑でいざというときに制約も多そうそして費用もかかる・・・、なかなか手続きまで踏み出せない



こうした従来制度の問題や、認知症による資産凍結の不安に対応するために日本証券業協会が作ったのが「家族サポート証券口座」制度です。

「家族サポート証券口座」の仕組み

証券口座を保有する本人の判断能力があるうちに、信頼できる家族を「サポート役」として決めておくことで、将来、本人が認知症などで判断能力が低下した際の証券口座の管理・運用に備える仕組みです。

1

自分が元気なうちに！

家族代理人を決める（1名）

- ・ 配偶者
- ・ 18歳以上の直系卑属

※該当者がいない場合は兄弟姉妹・
代襲相続者にあたる成人の甥姪

2

3者で事前に相談及び面談

- ・ 証券会社から内容の説明を受ける
- ・ 自分の判断能力が低下した場合、
家族代理人に証券口座をどのように
管理・運用してほしいか、証券会社、
口座名義人、家族代理人となる
ご家族の三者で事前に方針を決める

3

委任代理契約を結ぶ

- ・ 口座名義人と家族代理人は公証役場
において公正証書で委任契約を結ぶ
 - ・ 二者間の契約となり、推定相続人の
合意は不要
- ※家族代理人は②の面談までに
口座開設が必要

4

証券会社へ利用申し込み

- ・ 公正証書契約締結後、証券会社へ
書類を提出、利用を申込む
- ・ 利用お申込みより「2年ごと」に、
口座名義人および家族代理人と、
証券会社で面談を行い、
契約書の内容および状況確認を行う

5

代理取引の開始

- 家族代理人より書類を受入れる
- ・ 代理取引開始後は、家族代理人が
公正証書契約書の代理権に基づき
管理、または運用を行う
 - ・ 口座名義人本人による取引は不可
となる

6

代理取引の注意点

- ・ 代理取引開始後に取引を行う場合は
管理・運用方針に基づき、事前に
定めた運用を対象とする
- ・ 資産の売買は口座内の資産の範囲に
限定し、新たな入金は認めない

「家族サポート証券口座」の メリット

- ①口座名義人が健常なうちは自らの取引を続けることが可能。
- ②口座名義人の認知能力が低下した際に、家族代理人がどのような取り引きを行えるのか、資産をどのように管理・運用してほしいかといった、本人の具体的な意思をあらかじめ定めておける。
- ③家族代理人が資産の売却や資金の引き出しだけでなく、新たな買い付けも含めた運用ができる。

口座名義人と家族代理人について



「家族サポート証券口座」をお申込みいただける方



- ・ 契約時、認知判断能力に問題がなく、ご自身の意思で決定できる方

本人（口座名義人）



口座名義人が選ぶ

家族代理人は1名



配偶者



成人の子・孫

- ・ 配偶者
- ・ 成人（18歳以上）の直系卑属



該当者がいない場合



兄弟・姉妹



成人の甥姪

- ・ 兄弟・姉妹
- ・ 代襲相続者にあたる成人の甥姪



口座名義人と家族代理人で事前に管理および運用方針のご相談



信頼関係が確立できる家族代理人に「**自分の資産をどう扱ってほしいのか**」具体的に決めておくことができます。



① 管理

保有商品を売却・解約し、口座名義人の金融機関口座に出金すること（出金先はご本人名義の金融機関口座）



注）金融機関で代理制度の申込が必要となる場合もございます

② 運用

上記①管理に加え、口座名義人の証券口座にある資産の範囲で運用（売買）を行うこと



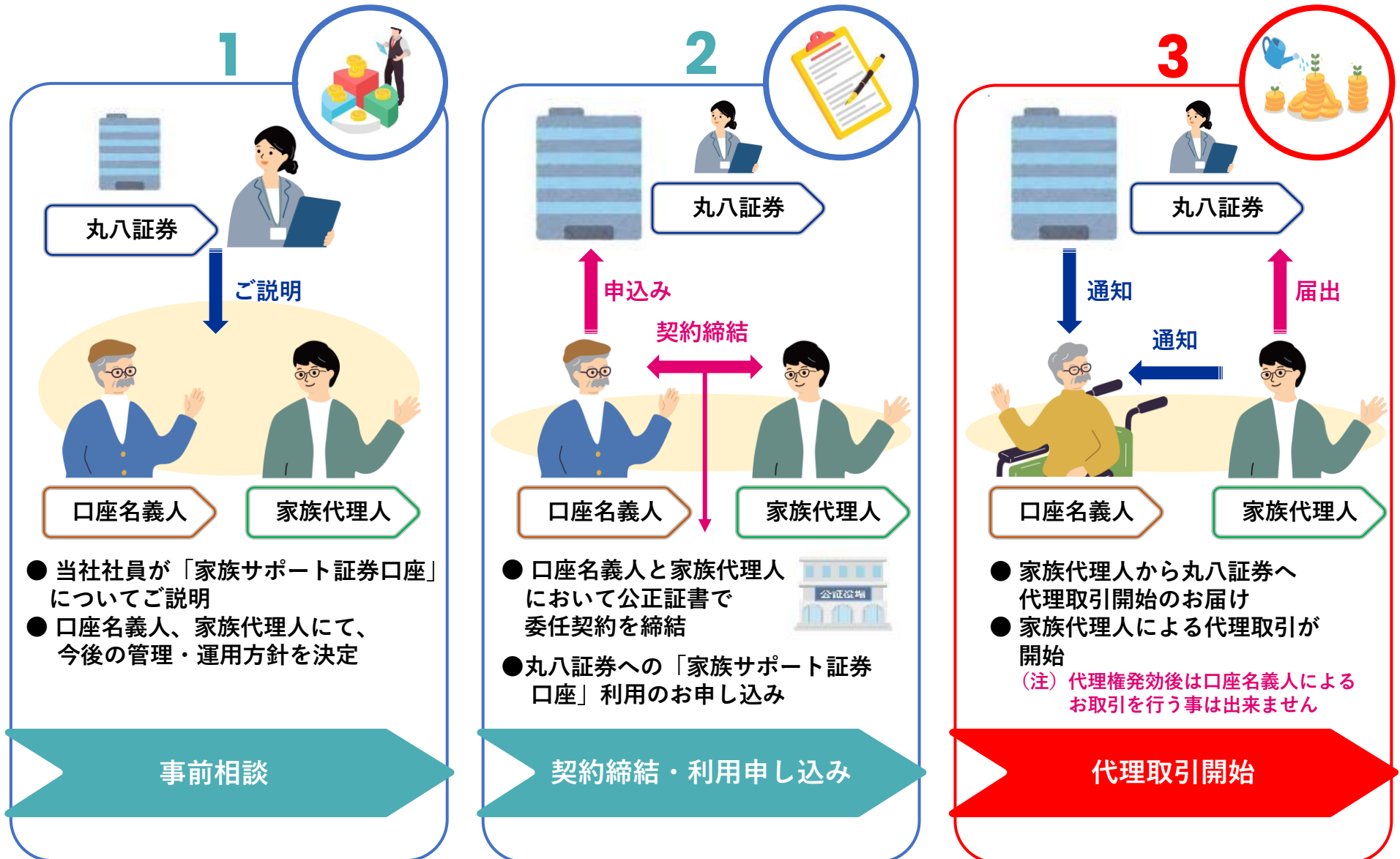
- ①管理型に加え②の運用型を選択した場合は、事前に運用対象とする商品分類の範囲を決めていただきます
- 丸八証券の口座で受け取る投資信託の分配金、配当金や利子は代理取引の対象資産とすることができます
- マルチバンク口座振サービスは解除となります
- 代理取引の対象外となる商品がございます
営業担当者にご確認ください
- 口座の維持・管理にかかわる各種手続き等も、家族代理人が行っていただけます



代理取引開始後は、丸八証券が取引内容が運用方針に沿っているかを確認いたします。

「家族サポート証券口座」 ご利用の流れ

安心の第一歩は、小さな一歩から



「家族サポート証券口座」のお申込みから利用まで

1

検討・準備段階



家族と証券会社への相談

- ・口座名義人がご自身の意思でお手続きいただける方が対象となります
- ・将来に備えて、早めに丸八証券の担当者にご相談ください

2

家族代理人の決定



開設時必要書類のご準備

- ・口座名義人と家族代理人の関係が確認できる書類が必要です(戸籍謄本・住民票等)
- ・家族代理人は当社口座開設が必須です(本人確認書類、届出印、銀行口座等)

3

証券会社面談



口座名義人、家族代理人と面談

- ・「家族サポート証券口座」の仕組みを十分にご確認ください
- ・面談後「委任契約公正証書契約書」を作成いただきます

4

公正証書契約



公証役場で契約締結

- ・口座名義人と家族代理人、当社社員で利便性の良い最寄りの公証役場へ赴き、公正証書契約を締結いただきます(必要に応じて当社社員もご同行いたします)
- ・必要書類は※1をご参照ください

公正証書作成費用はお客様負担となります

5

ご利用のお申込み



「家族サポート証券口座」お申込み

- ・「家族サポート証券口座利用申込書 兼 家族代理人届」
- ・「公正証書の写し」をご提出ください
- ・以上でお申込みが完了いたします

6

継続的に状況確認



2年後ごとに面談をいたします

- ・口座名義人、家族代理人と2年ごとに面談を行い、内容および状況のご確認をさせていただきます
- ・不安な点などを、ご相談ください

7

代理取引開始



家族代理人より取引開始の依頼

家族代理人が口座名義人に通知したうえで

- ・「家族サポート証券口座代理取引開始届」をご提出ください
- ・「開始通知書」を郵送いたします
- ・受取確認後、代理取引開始となります

※1

公正証書契約 必要書類

公証役場によって
必要書類が違います
各公証役場にて
ご確認ください

公正証書に共通する資料として、下記①～⑤うちのいずれかを準備することとされています。

(日本公証人連合会HPより)

- ①印鑑登録証明書と実印
- ②運転免許証と認印
- ③マイナンバーカードと認印
- ④住民基本台帳カード(写真付き)と認印
- ⑤パスポート、身体障害者手帳または在留カードと認印

面談後に丸八証券にて作成いただきました、
「委任契約公正証書契約書」必ずご持参ください

※お手続きはご利用の証券会社により異なります

「家族サポート証券口座」と他の制度との比較

	家族サポート証券口座	※家族信託	法定後見 (本人の認知判断能力が 不十分になった場合)	任意後見
法的根拠	民法	信託法	民法	任意後見契約法
代理人・受託者	配偶者及び直系卑属 (例外的に兄弟姉妹・甥姪)	三親等内親族など	弁護士等が多い (家庭裁判所が選任)	本人が希望する者 (親族等)
契約書	任意代理に基づく契約書 (本人・代理人)	信託契約書 (委託者・受託者)	— (裁判所への申立て)	任意後見契約書
公正証書	必要	必要	— (裁判所における審判)	必要
代理権の発効時期	代理取引開始届提出後	信託契約締結後	後見開始の審判	任意後見監督人の選任後
監督人	不要	不要	不要 (後見人が親族の場合は監督人 が選任される場合がある)	必要
売却・換金	可	可	可	可
運用	可	可	不可	不可
手続き費用 (あくまで例とする・ 地域差もあり)	- 公正証書作成費用 (手数料1万3千円～、 3枚目から1枚ごとに 300円を加算) - その他書類取得費用 (数千円)	- 信託契約作成費用 (30万円～100万円程度) - 不動産登記費用 (固定資産評価額の0.3% + 司法書士報酬)	- 申立費用(約1～3万円程度) - 医師鑑定費用 (裁判所が必要と判断した 場合 10～20万円程度) - 後見人の報酬: 月2～6万円 (年間24～72万円程度)	- 任意後見契約作成 (約3～5万円程度) - 任意後見監督人の報酬 (年間10～30万円程度)
特徴	- 証券資産に限られるが、 手軽に始められる - 費用負担が比較的少ない	自由度が高く不動産や 事業承継にも使えるが、 手続きが複雑で費用も大きい	- 本人が認知症などで判断能力 を失ってから、家庭裁判所に 申立てて開始 - 公的に認められた安心感の高い 制度だが費用負担が大きい	- 本人が判断力のあるうちに、 自分で後見人を選べる - 本人の意思を尊重できる制度 だが、監督人報酬が継続的に かかる

出所：日本証券業協会「家族サポート証券口座」について（2025年2月18日）
 他参考資料：日本公証人連合会HP、名古屋市役所HP、国税庁HP、裁判所HP、厚生労働省HP
 手続き費用は一般的な費用水準を記載しています

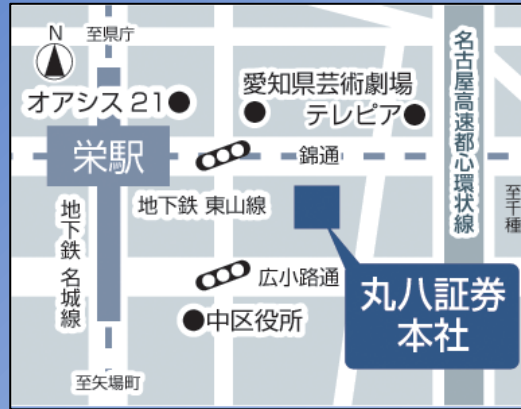
※（ご参考）当社では家族信託の取扱いはございません

愛知県公証役場一覧

役場名	所在地	電話番号
葵町公証役場	〒461-0002 名古屋市東区代官町35-16 第一富士ビル3階	052-931-0353
熱田公証役場	〒456-0031 名古屋市熱田区神宮4-7-27 宝ビル18号館2階	052-682-5973
名古屋駅前公証役場	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-17-29 広小路ESビル7階	052-551-9737
春日井公証役場	〒486-0844 春日井市鳥居松町4-52	0568-85-9351
一宮公証役場	〒491-0858 一宮市栄1-9-20 朝日生命一宮ビル5階	0586-72-4925
半田公証役場	〒475-0902 半田市宮路町273 柊ビル2階	0569-22-1551
岡崎公証人合同役場	〒444-0813 岡崎市羽根町字貴登野15 シビックセンター2階	0564-58-8193
豊田公証役場	〒471-0027 豊田市喜多町六丁目3-4	0565-34-1731
豊橋公証人合同役場	〒440-0888 豊橋市駅前大通2-81 emCAMPUS EAST 4階	0532-52-2312
西尾公証役場	〒445-0852 西尾市花ノ木町3-3 丸万ビル3階	0563-54-5699
新城公証役場	〒441-1384 新城市字西入船18番地3 入船ビル1階	0536-25-7222

出所：名古屋法務局HP 2025年7月1日現在

【丸八証券 支店案内】



本店営業部
名古屋市中区新栄町2丁目4番地
0120-758-518 ・ 0120-758-083



庄内支店
名古屋市中区庄内通三丁目5番地
0120-758-249 ・ 0120-758-082



西尾支店
西尾市熊味町南十五夜3番地
0120-599-081



安城支店
安城市末広町8番4号
DENCITY CROSS SITE 9階
0120-758-108



蒲郡支店
蒲郡市港町1番1号
0120-029-081

金融商品取引法に基づく表示事項

■本資料をお客様にご提供する金融商品取引業者名等

商号等： 丸八証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 20 号
加入協会： 日本証券業協会
指定紛争解決機関： 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

■手数料等及びリスクについて

- 国内の金融商品取引所に上場されている株券等の売買には、約定代金に対して最大 1.21% の手数料（税抜き 1.10%）[ただし、最低手数料 2,200 円（税込み）]が必要となります。
- 株式は、株価の変動により、損失を生じるおそれがあります。●上場有価証券等書面の内容をよくお読みください。
- 外国株式（中国株を除く）の取引には、国内の取引所金融商品市場における外国株券の売買等のほか、外国金融商品市場等における委託取引と国内店頭取引の 2 通りの方法があり、委託取引には、約定代金に対して上限 1.65%（税抜き 1.50%）の委託手数料及びその他現地手数料等が掛かります。国内店頭取引は、仲値と売り・買い参考価格との差がそれぞれ原則として 2.00%（手数料相当額）となるように設定されています。参考価格には手数料相当額が含まれているため、別途手数料はいただきません。
- 外国株式は、為替相場の変動等により、損失を生じるおそれがあります。●債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。
- 外国債券は、為替相場の変動等により損失を生じるおそれがあります。●商品毎(投信・外債含む)に手数料等及びリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読みください。

丸八証券 免責事項等

- 本資料により株式・債券・その他金融商品(投信・外債含む)等の勧誘を行うことがあります。本資料で言及した銘柄や投資戦略は、投資に関するご経験や知識、財産の状況及び投資目的が異なるすべてのお客様に、一律に適合するとは限りません。また、株式・債券等の有価証券の投資には、「手数料等及びリスクについて」に記載のとおり、損失を生じるおそれがあります。投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断で行っていただきますようお願い致します。
- 本資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しお客様にご提供いたしますが、基にした情報及びそれに基づく要約または見解の正確性、完全性、適時性などを保証するものではありません。本資料に記載された内容は、資料作成時点におけるものであり、予告なく変更することがあります。
- 本資料を利用した結果、お客様に何らかの損害が発生したとしても、当社は、何らの責任を負うものではありません。
- 本資料は投資判断の参考となる情報の提供を目的としております。

丸八証券株式会社

商号等：丸八証券株式会社
金融商品取引業者
東海財務局長（金商）第20号
加入協会：日本証券業協会

memo





丸八証券



「家族サポート証券口座」



「家族サポート証券口座」は日本証券業協会の
登録商標です（登録商標第6920425号）